

中山間地域の経営所得安定対策下の 集落営農

—鳥取県の農事組合法人 R を対象として—

鳥取大学大学院・福井 佳織

鳥取大学・小林 一

鳥取大学・松村 一善

2007年4月に経営所得安定対策に盛り込まれた水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）では、その助成対象が一定規模の認定農業者（都府県では4ha、北海道10ha以上）や集落営農組織（20ha以上）の担い手に限定された。

しかし、都府県では4ha以上の経営規模を持つ経営体数は全体の1割にも満たず、特に中山間地域では、個別経営体で助成対象の要件を達成することが困難な地域が多数存在する。そのため、中山間地域においては集落営農組織として助成対象要件の達成が望まれる。中でも、中山間地域を多く抱える中四国において、集落全体の水田の維持を目的とした時、水田経営所得安定対策の助成対象とならないことは、経営の再生産が困難になり、地域内に耕作放棄地を発生させる誘引ともなり得る。また、助成対象となるには集落営農組織の法人化計画の作成が加入要件の一つとなっており、集落での法人化へ向けた組織形成が急務である。

そこで本報告では、中山間地域において規模が零細でありながら経営所得安定対策の担い手要件を満たし、地域の農地保全を目的としている集落営農組織を取り上げ、施策の変化に伴う収益構造の変化を事例に即して考察し、経営の再生産を図るための条件を明らかにすることを目的とする。

調査対象として、鳥取県の中山間地域にあるH集落の農事組合法人Rを選定した。同法人は集落の22戸中、18戸の組合員で構成され、1集落1農場型の農事組合法人である。農事組合法人Rは市町村特認により経営所得安定対策の担い手要件を満たしている。同法人は、集落の農地管理の中核を担っており、同法人の経営の再生産が可能となること、集落の農地維持において重要である。分析では、対策実施の前後にあたる2006年度と2007年度の同法人の財務諸表を用いて、まず、施策の変化による収益構造の変化を2006年度と2007年度の比較によって考察する。次に、2007年度において、担い手要件を満たす場合と満たさない場合における同法人の収益構造の違いを検討し、経営所得安定対策下において、担い手となることが中山間地域の集落営農組織の経営の再生産に及ぼす影響と、再生産を図るために必要な条件を収益構造の側面から明らかにする。